

議案第195号

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川  
崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限  
定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、一般型乳児等通園支援事業所に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えるため、この条例を制定するものである。